函館工業高等専門学校寄附金取扱規程

平成16年4月1日
函高専達第14号

(趣旨)

第1条　函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)における業務を支援することを目的とする寄附金の受入れ及び経理に関する事務については，独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)寄付金取扱規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第45号。以下「機構規則」という。)その他法令に基づく特別の定めのあるもののほか，この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条　この規程においては，「寄附金」とは，機構規則第2条に規定する寄附金をいう。

(受入れの制限)

第3条　寄附金を受入れようとする場合において，次の各号に掲げる条件が附されているものは，受入れることができない。

一　寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。

二　寄附金による学術研究の結果得られた特許権，実用新案権，意匠権，商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し，又は使用させること。

三　寄附金の使用について，寄附者が会計検査を行うこととされていること。

四　寄附申込後，寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

五　その他校長が特に教育研究上支障があると認める条件

(受入れ手続き)

第4条　校長は，寄附金の寄附申込みを受けた場合には，別紙第1号様式による寄附金寄附申込書を提出させるものとする。

(受入れの決定)

第5条　校長は，前条の申込書を受理したときは，次条に規定する審議機関の議を経たうえ，受入れについて決定するものとする。

2　校長は，受入れの決定をしたときは，寄附者に別紙第2号様式により通知するものとする。

3　校長は，受入れの決定をしたときは，出納命令役に別紙第3号様式により通知するものとする。

4　校長は，受入れの決定をした寄附金額が100万円未満の場合は受入金額の100分の10，100万円以上の場合は130分の30をオーバーヘッドとして徴収し，管理経費に配分する。ただし，教職員の自己資金による寄附金及び函館工業高等専門学校教育研究支援基金(以下「基金」という。)への寄附金については，適用しない。

(審議機関)

第6条　寄附金の受入れの決定を適切に行うため，寄附金の受入れ等に関して，次の各号に掲げる事項を本校運営会議において審議する。ただし，基金への寄附金については，適用しない。

一　寄附金の受入れに関すること。

二　寄附金の使途変更及び移替えに関すること。

三　その他校長が必要と認めた事項

(徴収手続等)

第7条　出納命令役は，第5条第3項の通知を受けたときは，寄附者に寄附金振込依頼書を送付し，納付させるものとする。

(寄附金の使途の制限等)

第8条　研究担当者は，第9条第1項各号に掲げる場合を除き，寄附金を寄附目的以外に使用してはならない。また，寄附の目的に則した効率的な使用に努めなければならない。

(寄附金の使途変更等)

第9条　研究担当者は，次の各号に該当する場合には，別紙第4号様式に定める寄附金使途変更(移替)申請書を校長に提出するものとする。

一　寄附目的が達成され，残額が千円未満となったものを他の使途に使用する場合

二　研究担当者が，機構教職員就業規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第6号。以下「機構規則」という。)第14条により，機構が設置する学校へ配置換等となったため，当該学校の校長の同意を得て，寄附金を移し替える場合

三　研究担当者が，国立大学法人等へ転籍等となった場合には，寄附者及び当該国立大学法人等の長の同意を得て，寄附金を移し換える場合

2　校長は，前項の申請書を受理したときは，第6条に規定する審議機関の議を経たうえ，移替え及び使途変更について決定するものとする。ただし，前項第一号に掲げる場合を除く。

3　校長は，第1項第三号による場合においては，あらかじめ寄附者(相続人を含む。)の承諾を示す書面を徴しなければならない。

(寄附金の保管等)

第10条　出納命令役は，校長が指定する取引金融機関等に預託しなければならない。

2　預託により生じた利子は，利子付加時点における預託金有高により按分し，分割してそれぞれの寄附金の増加に充てるものとする。

(庶務)

第11条　寄附金に関する事務は，総務課において処理する。

(雑則)

第12条　この規程に定めるもののほか，寄附金の取扱いに関し必要な事項は，校長が別に定める。

附　則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附　則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附　則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附　則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附　則

この規程は，平成27年10月19日から施行し，平成27年10月1日から適用する。

附　則(平成28年2月15日函高専達第16号)

この規程は，平成28年2月15日から施行し，平成27年12月22日から適用する。

附　則(平成28年4月11日函高専達第23号)

この規程は，平成28年4月11日から施行する。

附　則

この規程は，平成31年4月8日から施行する。

附　則(令和5年3月24日函高専達第34号)

この規程は，令和5年4月1日から施行する。

別紙第１号様式(第４条関係)

年　　月　　日

函館工業高等専門学校長　殿

(寄附者)
住所

氏名　　印

寄　附　金　申　込　書

このことについて，下記のとおり寄附します。

記

1　寄 附 金 額　　円

2　寄附の目的

3　寄附の条件

4　使 用 内 訳

5　使 用 時 期

6　研究担当者等

7　そ　の　他

連絡先：

研究担当者が，独立行政法人国立高等専門学校機構から異動した場合は，その異動に伴う寄附金の異動について同意する。(同意いただける場合にはご記入下さい。)

別紙第２号様式(第５条関係)

函高専総第　　号

年　　月　　日

様

函館工業高等専門学校長

寄 附 金 の 受 入 れ に つ い て

拝啓　時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて,この度御申出頂きました下記寄附金につきましては,審議の結果有り難く頂戴し,その趣旨に沿い有効に使用させていただくことになりました。

また，今後とも国立高等専門学校の発展のため，一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　寄 附 金 額　　金　　円

２　寄附の目的

３　寄附の条件

４　使 用 内 訳

５　使 用 時 期

６　そ　の　他

別紙第３号様式(第５条関係)

函高専総第　　号

年　　月　　日

函館工業高等専門学校出納命令役

事務部長　　殿

函館工業高等専門学校長

寄　附　金　受　入　通　知　書

下記のとおり，寄附金の受入を決定しましたので通知します。

記

1．寄 附 者 名

2．金　　額　　金　　円

3．寄附の目的

4．研究担当者

別紙第４号様式(第９条関係)

寄附金使途変更(移替)申請書

年　　月　　日

函館工業高等専門学校　殿

(申請者)
学科等名
役　　職
氏　　名　　印

下記のとおり使途変更(移替)したいので申請します。

記

寄附者の住所氏名	
寄附金額	
寄附の目的及び条件	
使途変更(移替)金額	
使途変更後の使用計画	
移替える国立大学法人等	
使途変更(移替)事由	
備考	